

# 島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告募集要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、島根県広告事業実施要綱第5条の規定に基づき、島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒の裏面に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (公募)

第2条 島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告掲載をする者（以下「広告主」という。）の募集は、公募により行う。

2 公募は、要項等を島根県ホームページ（入札情報ページ）に掲載することによって行う。

## (申込み)

第3条 島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式1）に島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告の素案を添付して総務部税務課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

## (広告主の選定)

第4条 広告主は、広告掲載料が予定価格以上の者のうち、最も高い者とする。この場合に、2者以上の申込者の当該広告掲載料が同額の場合は、後日、県が指定する日時に当該申込者にくじを引かせ、広告主を選定する。

2 前項のくじに出席しない申込者があるときは、当該申込者の委任により、当該事務に関係のない職員にくじを引かせ、広告主を選定する。

3 広告主の選定は、課長が行う。

## (契約及び広告掲載料の納入等)

第5条 課長は、広告主を選定したときは、広告主に通知（様式2-1）するとともに、速やかに当該広告主と島根県自動車税種別割納税通知書発付用封筒広告掲載に関する契約を契約書（別記1）により締結する。

2 課長は、広告主とされなかった申込者に通知（様式2-2）することとする。

3 課長は、契約締結後、広告主に広告掲載料の納入通知書を送付し、広告主は、課長が指定する納入期限までに広告掲載料を納入しなければならない。

## (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、平成19年12月17日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成20年12月19日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月19日から施行する。